

10月5日マイナンバー到着！！

個人番号は住民票所在地、法人番号は登記上の本社に来る。こんな事をやらねばならない。①社員及びその扶養家族の個人番号のコピーの保存 ②家主及び株主の個人番号・法人番号のコピーの保存 ③税と社会保障に使用することへの同意書の受領 ④個人番号が漏洩しない体制の整備 ⑤住所が実態と違っている場合は是正。疑問点があれば当事務所に問い合わせてください。



(竹内)

所得拡大促進税制の対象となる「国内雇用者」とは？

平成27年度改正で適用要件が緩和された所得拡大促進税制は、法人が国内雇用者に対して支払う給与等の額を増加させた際に、一定の要件を満たした場合、その増加額の10%に相当する金額を税額控除できるという制度です。

ここでいう「国内雇用者」とは法人の使用人のうち、役員・役員の特権関係者・使用人兼務役員を除く、法人の有する国内の事業所に勤務する雇用者とされています。

したがって、役員給与は「国内雇用者に対して支払う給与等」に含まれないことになります。

また、同族会社が本税制を適用する場合は、取締役等の役員のみならず、“みなし役員”等へ支払った給与額も除外する必要があります。注意が必要です。

ここで、“みなし役員”とは、法人の使用人以外の者(相談役や顧問等)でその法人の経営に従事している者、または使用人のうち、その法人の株式の5%を超えて保有する等、一定の要件を満たし、かつ経営に従事している者をいいます。

さらに、みなし役員である使用人の親族がその同族会社の使用人である場合についても、これらの親族は“みなし役員の特権関係者”となるため、国内雇用者には含まれず、支払われた給与等についても雇用者給与等支給額には含まれません。

例えば、みなし役員に該当する社員がいるとして、その配偶者が同じ会社の使用人であるとき、みなし役員の特権関係者に該当することになるので、たとえその配偶者が株式を保有していなくとも、上記「国内雇用者」の対象から外れることになります。

(大寺)

5月の税務

- | | |
|--|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 特別農業所得者の承認申請
申請期限…5月15日2 個人の道府県民税・市町村民税の特別徴収税額の通知
(1)通知方法…特別徴収義務者経由、納税義務者への通知
(2)通知期限…6月1日3 自動車税の納付
(1)賦課期日…4月1日
(2)納期限…5月中において都道府県の条例で定める日4 鉦区税の納付
(1)賦課期日…4月1日
(2)納期限…5月中において都道府県の条例で定める日5 4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…5月11日6 3月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税>
申告期限…6月1日 | <ol style="list-style-type: none">7 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
申告期限…6月1日8 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
申告期限…6月1日9 9月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分) 申告期限…6月1日10 消費税の年税額が400万円超の6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
申告期限…6月1日11 消費税の年税額が4800万円超の2月、3月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(1月決算法人は2か月分、個人事業者は3か月分)<消費税・地方消費税> 申告期限…6月1日12 確定申告税額の延納届出による延納税額の納付
納期限…6月1日 |
|--|---|

5月の社会保険労務

- | | |
|--|---|
| <ol style="list-style-type: none">11日 一括有期事業開始届<概算保険料160万円未満:請負金額19,000万円未満の工事>(労働基準監督署)6月1日 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所) | <p>支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届
旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届
旧国民年金(障害・母子・準母子・遺児・寡婦)受給権者現況届
労災年金受給権者(1月～6月誕生月の者)定期報告(労働基準監督署)</p> <p>※ 児童福祉週間(5日～11日)</p> |
|--|---|

【凝縮版】平成27年度労働・社会保険関係改正(動向)
－ 3月19日開催・さくら合同事務所研修会より －

I. 労働関係法令等

1. 労災保険

(1) 労災保険率等の改定【H27/4/1】

- ① 労災保険率 ② 特別加入保険料率 ③ 労務費率

詳細は年度更新申告書送付時に同封される資料でご確認を

2. 雇用保険

求人票〔求人票の労働条件と実際の労働条件〕…相違によりトラブル増加 ⇒ **労働条件を的確表示**

3. 労働基準法等の一部を改正する法律案…労働時間に関する法改正の動向

【H28/4/1 予定・下記(1)以外】 ⇒ 成立するかは不透明

(1) 中小企業適用猶予(60H超/月の時間外労働割増金率50%超) ⇒ **H31/4/1 適用猶予撤廃予定**

(2) 健康確保のために時間外労働に対する措置の強化

(3) 年次有給休暇の取得促進〔付与日数10日以上/年の労働者〕 ⇒ **5日/毎年取得必要**

有給休暇管理簿作成(3年間保存)

(4) フレックスタイム制の清算期間

① 「1ヵ月」⇒「3ヵ月」 ② 清算期間内の割増賃金 ⇒ 50H/週平均を超える時間

(5) 企画業務型裁量労働制の見直し(2業務追加)

(6) 特定高度専門業務・成果型労働制の創設 **【高度プロフェッショナル制度】**

【要件】

- ① 一定の年収〔平均給与額の3倍程度を相当額上回る額〕 約1,075万円
 ② 職務の範囲が明確で高度な職業能力 ③ **健康管理時間【新しい時間概念】**
 ④ 健康福祉確保措置 ⑤ 本人の同意

(7) 企業単位での労使の自主的な取組の促進

4. 労働契約法・無期転換ルール【原則・H25/4/1 施行】

【特例・H27/4/1 施行】 無期転換申込権未発生【下記(1)(2)】 ⇒ 届出認定必要

(1) 高度専門労働者 ⇒ 一定の期間内に完了予定の業務に就く期間(上限10年)

(2) 定年後に有期契約で継続雇用される高齢者 ⇒ 定年後引き続き雇用されている期間

5. パートタイム労働法改正【H27/4/1】…労働者の対象範囲拡大

6. 労働基準監督署より送付【労働時間などに関する自主点検票】

II. 社会保険関係

1. 健康保険料率 ⇒ **10.10%**(0.02%↑)【H27/4 改正・5月納付分より】

2. 介護保険料率 ⇒ **1.58%**(0.14%↓)【上記と同じ】

3. **厚生年金保険適用促進策**【H27/3～集中指導】⇒ マイナンバー制度により加速進行

- 日本年金機構と国税庁が連携 ⇒ **未加入事業主** に対して **【厚生年金保険等加入計画書】** の送付開始
- 建設業 ⇒ 国交省と連携

4. 年金額改定【H27/4/1 改定・H27/6 支給分より】実質的には0.9%引き上げ

(1) 65歳未満の在職老齢年金 支給停止調整変更額46万円 ⇒ **47万円**

(2) 65歳以後の在職老齢年金 支給停止調整額46万円 ⇒ **47万円**



(竹内政代)

建設係

●●● 平成27年度入札・契約制度の改正及び運用の改善について ●●●

原則平成27年5月1日から、入札・契約制度の改善が行われます。主な実施内容について紹介してまいります。

項目	実施内容
建設産業の担い手の確保・育成	<p>① 経営事項審査における若年者雇用の評価(平成27年4月以降の経営事項審査で実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 若年技術職員の割合 が15%以上の場合に、1点を加点 ● 新たに技術職員となった若年技術職員 の割合が、1%以上の場合に、1点を加点 <p>② 格付けにおける女性・新規雇用の評価(平成29年度の格付けから実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 女性技術職員 の雇用に対し、2点/人を加点 ● 技術者以外の 女性職員 の雇用に対し、1点/人を加点 ● 女性職員が 新規雇用 の場合には、更に1点/人を加点 ● 新規卒業者雇用に対する評価について、県内の学校に限っていた新卒者の雇用評価を、県外の学校 に拡大

(岸上)

資産税係

〇〇〇 マイナンバーと相続税 〇〇〇

マイナンバー制度は、2016年(平成28年)1月から社会保障(年金・健康保険・雇用保険)、税(国税・地方税)及び災害分野の行政事務において、国民一人ひとりを識別し、行政機関等が保有する国民の個人情報と連携する番号として利用が開始されるものです。法施行後は順次その活用範囲を拡げていくこと(例えば、個人の銀行預金口座や証券口座とマイナンバーを紐づける等)が予定されています。

この制度導入による影響・効果は、社会保障・税に関連する企業の内部業務(例えば、従業員の年末調整や社会保険手続等)や個人の各種申告・申請手続(例えば、確定申告や給付申請等)など非常に広範囲に及びますが、当然『相続』の実務においてもその影響は及ぶと考えられます。

相続税の申告において、相続財産が漏れなく適正な価額で評価・計上されているかについて、税務署は最大の関心があります。現在でも税務署は、管轄する住所地に居住する個人の所得・財産の状況を過去の確定申告書や各種支払調書などから概ね把握しています。

税務署としても、課税漏れを防ぐために、生前から個人のストック情報にある程度把握するための手段としてマイナンバーを最大限活用するようになると思われます。課税当局が、『銀行・証券・保険等の全金融機関口座の取引・残高情報』や『不動産の売買・登記情報』、『高額動産(自動車・船舶・リゾート会員権等)の保有情報』などを個人のマイナンバーと紐づけて収集・集約するようになる時代も近いと思われます。(坂田)

医療係

〇〇〇 「社会保険診療収入等についてのお尋ね(照会)」について 〇〇〇

この時期、医業を営む個人の方は徳島県の個人事業税担当から「社会保険診療収入等についてのお尋ね(照会)」が届きますので、同封している「平成〇年分 社会保険診療収入等の明細について(回答)」を提出しなければなりません。

医業、歯科医業、薬剤師業、あん摩・マッサージまたは指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業を営む方の社会保険診療にかかる所得は、個人事業税では非課税所得とされています。お尋ねは非課税所得を把握するために使用されます。

ちなみに、個人事業税の税額は以下のように計算されます。

税額の計算方法

$$\begin{aligned} & \text{前年の事業の総収入金額} - \text{必要経費} - \text{事業専従者控除額} = \text{所得金額} \\ & \text{所得金額} - \text{各種控除額} = \text{課税所得金額} \\ & \text{課税所得金額} \times \text{税率} = \text{税額} \end{aligned}$$



※税率…個人事業税の税率は5%です。ただし、装蹄師業、あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業については3%の税率が適用されます。

県より文書が送付された場合は当社へご連絡ください。

(後藤)

会計制度

〇〇〇 原価計算と管理会計について① ~管理会計と財務会計・税務会計~ 〇〇〇

今までさくら通信に掲載していた会計系の記事は、主に財務会計という分類を中心にお伝えしてきました。

今回からしばらくは、管理会計という分類を中心にお伝えしていこうと思います。管理会計は経営会計とも言われ、経営に必要な情報を提供してくれるツールとして大いに役立つことが期待されます。

ところで、管理会計と財務会計あるいは税務会計とはいったい何が違うのでしょうか。三者の違いは様々ですが、主なものを挙げると以下の通りです。

会計	目的	想定利用者	ルール	視点
財務会計	第三者への成績開示	株主、金融機関	会計基準等	過去
税務会計	税額の正確な計算	税務署	法令等	過去
管理会計	経営意思決定に必要な情報の提供	経営者	特になし	将来

このように、管理会計は、経営者が将来の意思決定に必要な情報を入手するために利用されます。もっとも、ルールはなくとも基本的な考え方というものは存在します。

次週からは、簡単な管理会計の考え方と、その前提としての原価計算について解説したいと思います。

(孝志洋)

個人が自動車保険による保険金を受け取った場合の税金はどうなるのでしょうか。

Q 交通事故でケガを負ってしまいました。加入している搭乗者傷害保険(または自損事故保険)から医療保険金を受け取りました。

A 受け取った保険金は **非課税** となります。

Q 父が交通事故で死亡しました。本人が保険料を負担している搭乗者傷害保険(または自損事故保険)から、遺族が死亡保険金を受け取りました。

A 相続人が受け取った保険金はみなし相続となり、相続人でない人が受け取った場合はみなし遺贈として **相続税が課税** されます。

Q 妻が交通事故で死亡しました。夫が保険料を負担している搭乗者傷害保険(または自損事故保険)から、夫が死亡保険金を受け取りました。

A 保険料を負担している人が保険金を受け取った場合は、一時所得として他の一時所得と合算して **所得税・住民税が課税** されます。

Q 夫が交通事故で死亡しました。第三者が保険料を負担している搭乗者傷害保険(または自損事故保険)から、妻が死亡保険金を受け取りました。

A 保険金を受け取った妻が第三者から贈与を受けたものとみなされ、**贈与税が課税** されます。



(さくらビジネス)

広告コーナー

まだまだ、広告募集中です!!

※掲載料金は無料ですので、ぜひ貴社のPRにお役立て下さい。お申込みいただいた方より順次掲載しております。広告内容については、お客様から提供された情報に基づいて作成されています。

迫る 白アリの被害!



創業以来、お客様の大切な住まいを守り続けてきました。

徳島全域すぐ対応いたします。お気軽にご相談、ご連絡ください。 **見積無料**

春から夏にかけては、シロアリの羽アリが数多く飛び舞うシーズンです。シロアリは土の中を移動し、見えない床下に潜んでいるので知らないうちに大切なお住まいが被害に遭われているかもしれません! シロアリ撲滅のカギは何と言っても早期発見・早期駆除。ご自宅の気になる場所がありましたら、お気軽にご相談ください。

創業30年 確かな技術と誠実な社員が評判です。
大塚シロアリ研究所

本店：徳島市国府町東高輪375-3 ☎ (088) 643-0666

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....

.....

.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品や奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
株さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページアドレス : <http://www.skr39.co.jp/>
Eメールアドレス : kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL : 088-625-2556
FAX : 088-654-1181